



第79期 定時株主総会招集ご通知

日時 2019年6月27日(木曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所 任天堂本社開発棟 7階会議室



郵送およびインターネット等による議決権行使期限
2019年6月26日(水曜日)午後5時まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件	
添付書類	
事業報告	7
連結計算書類	20
計算書類	22
監査報告書	24

任天堂株式会社

証券コード 7974

株 主 各 位

(証券コード 7974)

2019年6月5日

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

任天堂株式会社

代表取締役社長 古川 俊太郎

第79期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月26日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 京都市南区東九条南松田町2番地1 任天堂本社開発棟 7階会議室
3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第79期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

- 決 議 事 項**
- 第1号議案** 剰余金の配当の件
- 第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

以 上

議決権行使について



当日ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(午前9時より受付を開始いたします。)

また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、

2019年6月26日(水曜日)

午後5時までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、

2019年6月26日(水曜日)

午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

※詳細は28頁をご確認ください。

- (1) 株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたします。
- (3) インターネット等により複数回にわたって議決権の行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

1. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 法令および定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書	(2) 連結計算書類の連結注記表
(3) 計算書類の株主資本等変動計算書	(4) 計算書類の個別注記表

 したがって、本添付書類は、監査等委員会および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト (<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>) に掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
4. 株主総会当日にご出席願えない株主の皆様のため、会場での質疑応答要旨を、後日当社ウェブサイト (<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>) にて掲載する予定ですので、ご参照ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、会社の成長に必要な研究開発や設備投資等を内部留保資金でまかなうことを原則とし、将来の経営環境の変化への対応や、厳しい競争に勝ち抜くため、財務面での健全性を維持しつつ、株主の皆様への直接的な利益還元については、各期の利益水準を勘案した配当により実施することを基本方針としております。

具体的には、「連結営業利益の33%を配当金総額の基準として発行済株式の総数(期末時点で保有する自己株式数を除く。)で除した金額」または「連結配当性向50%を基準とした金額」(いずれも10円未満を切り上げ)の高い方を1株当たりの年間配当金とすることとしております。

当期の期末配当に関する事項につきましては、この基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金640円 総額76,239,831,040円

なお、中間配当金として1株につき170円お支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき810円(連結配当性向50.1%)となります。

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)古川俊太郎、宮本茂、高橋伸也、塩田興、柴田聡の5氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会はすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ふるかわ しゅんたろう

古川 俊太郎

再任

生年月日

1972年1月10日生

所有する当社株式の数

200株

第79期における

取締役会への出席状況

12回/12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年4月 当社入社
 2012年5月 株式会社ポケモン社外取締役
 2015年7月 経営企画室長
 2016年6月 取締役(現在)
 常務執行役員
 経営統括本部管掌
 2016年9月 グローバルマーケティング室担当
 2018年6月 代表取締役社長(現在)

候補者とした理由

海外子会社や企画・管理部門における豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、取締役としての実績に基づき、2018年6月より代表取締役社長に就任し、経営の指揮を執っております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

みやもと しげる
宮本 茂

再任

生年月日

1952年11月16日生

所有する当社株式の数

100株

第79期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社
2000年 6月 取締役(現在)
情報開発本部長
2002年 5月 専務取締役
代表取締役(現在)
2015年 9月 フェロー(現在)

候補者とした理由

長年にわたり代表取締役を務めるとともに、ソフト開発の責任者そして指導者として、開発部門を牽引してまいりました。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

たかはし しんや
高橋 伸也

再任

生年月日

1963年11月9日生

所有する当社株式の数

100株

第79期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社
2012年 7月 企画開発本部副本部長
2013年 6月 取締役(現在)
企画開発本部長
2015年 9月 企画制作本部長(現在)
ビジネス開発本部・開発総務本部管掌(現在)
2016年 6月 常務執行役員
2018年 6月 専務執行役員(現在)

候補者とした理由

取締役として経験・実績を重ねるとともに、ソフト開発の責任者として、開発力の長期的な維持・成長に努めております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

しおた こう
塩田 興

再任

生年月日

1969年8月7日生

所有する当社株式の数

100株

第79期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4月 当社入社
 2015年 9月 技術開発本部長(現在)
 2016年 6月 執行役員
 2017年 6月 取締役(現在)
 上席執行役員(現在)

候補者とした理由

開発部門における豊富な業務経験を有しており、ハード開発の責任者として、開発力の長期的な維持・成長に努めております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

しばた さとる
柴田 聡

再任

生年月日

1962年9月4日生

所有する当社株式の数

100株

第79期における

取締役会への出席状況

10回／10回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 1999年 2月 Nintendo Australia Pty Limited社長
 2000年 6月 Nintendo of Europe GmbH社長
 2016年 6月 執行役員
 2018年 5月 株式会社ポケモン社外取締役(現在)
 2018年 6月 取締役(現在)
 上席執行役員(現在)
 営業本部長(現在)、業務本部長(現在)
 企画部担当(現在)、グローバルマーケティング室担当

候補者とした理由

海外マーケティングにおける豊富な業務経験を有するほか、海外子会社社長を歴任し、会社経営にも精通しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

(注)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の状況は、Nintendo Switchでは、ソフトウェアの販売が好調に推移し、ハードウェアの販売拡大に貢献いたしました。特に『大乱闘スマッシュブラザーズ SPECIAL』が1,381万本、『ポケットモンスター Let's Go! ピカチュウ・Let's Go! イーブイ』が1,063万本、『スーパー マリオパーティ』が640万本の販売を記録するなど全世界で大ヒットとなりました。加えて、『マリオカート 8 デラックス』が747万本を販売するなど、前期以前に発売したタイトルやソフトメーカー様のタイトルも好調に販売本数を伸ばし、当期のミリオンセラーのタイトル数はソフトメーカー様のタイトルを含めて23タイトルとなりました。これらの結果、当期のハードウェアの販売台数は1,695万台(前期比12.7%増)、ソフトウェアの販売本数は1億1,855万本(前期比86.7%増)となりました。

一方、発売から8年が経過したニンテンドー3DSでは、ハードウェアの販売台数は255万台(前期比60.2%減)、ソフトウェアの販売本数は1,322万本(前期比62.9%減)となりました。その他、「ニンテンドークラシックミニ

ファミリーコンピュータ」および「ニンテンドークラシックミニ スーパーファミコン」は合計595万台の販売となりました。

ゲーム専用機におけるデジタルビジネスでは、主にNintendo Switchのパッケージ併売ソフトやダウンロード専用ソフト等による売上が好調だったことにより、デジタル売上高は1,188億円(前期比95.4%増)となりました。

モバイルビジネスでは、当期に配信を開始した『ドラガリアロスト』をはじめ、配信済みのアプリも国内外で多くのお客様に楽しんでいただいております。モバイル・IP関連収入等の売上高は460億円(前期比17.0%増)となりました。

これらの状況により、売上高は1兆2,005億円(前期比13.7%増、うち、海外売上高9,348億円、海外売上高比率77.9%)、営業利益は2,497億円(前期比40.6%増)となりました。また、経常利益は2,773億円(前期比39.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,940億円(前期比39.0%増)となりました。

(2) 資金調達および設備投資の状況

当期におきましては、グループ各社とも増資等の外部からの重要な資金調達は行っておりません。また、当社

グループ全体で160億93百万円の設備投資を実施いたしました。そのうち主なものは、研究開発設備であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「人々を笑顔にする娯楽をつくる会社」として、「任天堂IP（ゲームのキャラクターや世界観等）に触れる人口の拡大」を基本戦略とし、遊べば圧倒的に面白く、かつ一目で面白さが伝わる独創的な商品やサービスの企画開発に取り組んでまいります。また、任天堂IPの積極的な活用を進め、当社が取り組む娯楽の領域や規模の拡大を目指すとともに、ニンテンドーアカウントを活用したビジネスを推進し、お客様との長期的なつながりの構築を目指してまいります。

この基本戦略をベースとして、「ゲーム専用機ビジネス」、「モバイルビジネス」、「IP展開ビジネス」をそれぞれの特性や成長性に沿った形で伸ばしてまいります。「ゲーム専用機ビジネス」では、これからも経営の中核として、ソフトウェア主導でハード・ソフト一体型のユニークなプラットフォームビジネスに積極的に資源投入を行ってまいります。「モバイルビジネス」では、世界中に広く普及しているスマートデバイスを通して、お客様と任天堂IPの接点をつくることで、事業領域の拡大を目指してまいります。「IP展開ビジネス」では、テーマパークや映像コンテンツ、キャラクターグッズなど、パートナー企業様との提携を通じて、お客様の日常的な生活空間における接点を増やすことで、任天堂IPの価値を高めることを目指してまいります。これらの取り組みにより、世界中のお客様に多方面から任天堂IPをアピールすることで、ビジネスのあらゆる可能性を追求し、当社の持続的成長と企業価値の向上を目指してまいります。

以上の経営戦略に基づき、具体的には次のような施策を行ってまいります。

Nintendo Switchは、発売以来世界中で早いペースで普及が進んでおり、今後のさらなるビジネスの拡大に向けた土台ができました。この勢いを維持するために、4月に『Nintendo Labo Toy-Con 04: VR Kit』を発売し、6月に『スーパーマリオメーカー 2』、7月に『ファイアーエムブレム 風花雪月』をそれぞれ発売いたします。また、人気シリーズの完全新作である『ポケットモンスター ソード・シールド』や『どうぶつの森（仮称）』、『ゼルダの伝説 夢をみる島』の発売も予定しております。さらにソフトウェアメーカー様からも有力なタイトルの発売が予定されており、発売済みの人気タイトルに加えて、魅力ある新規タイトルを継続的に投入することで、プラットフォームの活性化に努めてまいります。

ニンテンドー3DSについては、豊富なソフトウェアラインアップを活かし、初めてゲーム専用機を手に入られるお客様へアピールするとともに、引き続き、ハードウェアの普及基盤を活かした定番タイトルの販売に努めてまいります。

モバイルビジネスでは、『Dr. Mario World』、『Mario Kart Tour』の配信を予定しております。併せて、当期までに配信したアプリをより多くのお客様に継続して楽しんでいただくことでビジネスの拡大に努めてまいります。

今後も時代に合わせて柔軟に自らを変化させ、「娯楽は他と違うからこそ価値がある」という「独創」の精神を大切にし、お客様に良い意味で驚いていただける商品やサービスを提供してまいります。

事業報告

これらの取り組みのもと、引き続き社業の発展に邁進する所存でございますので、株主の皆様におかれましては、

今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第76期 2016年3月期	第77期 2017年3月期	第78期 2018年3月期	第79期 2019年3月期 (当連結会計年度)
売上高	504,459	489,095	1,055,682	1,200,560
営業利益	32,881	29,362	177,557	249,701
経常利益	28,790	50,364	199,356	277,355
親会社株主に帰属する当期純利益	16,505	102,574	139,590	194,009
1株当たり当期純利益	137円40銭	853円87銭	1,162円30銭	1,615円51銭
総資産	1,296,902	1,468,452	1,633,474	1,690,304
純資産	1,160,901	1,250,972	1,323,574	1,414,798
自己資本比率	89.5%	85.2%	80.8%	83.4%
1株当たり純資産額	9,662円73銭	10,412円59銭	10,980円45銭	11,833円91銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第79期の期首から適用しており、第78期以前に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等になります。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
任天堂販売株式会社	300百万円	70%	ゲーム専用機の販売
Nintendo of America Inc.	110百万米ドル	100%	ゲーム専用機の販売
Nintendo of Europe GmbH	30百万ユーロ	100%	ゲーム専用機の販売

(注) 2019年4月3日付で、当社が任天堂販売株式会社の株式を追加取得したことにより、当社における当社の出資比率は100%となっております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、主にゲーム専用機（ハードウェア・ソフトウェア）の開発、製造および販売を行っております。また、スマートデバイス向けのゲームビジネスも展開しております。主な製品は次のとおりであります。

○Nintendo Switch、ニンテンドー3DS、amiibo

○トランプ・かるた

(7) 主要な拠点

当 社：本社（京都）、東京支店、宇治工場（京都）

子会社：任天堂販売株式会社（東京）、Nintendo of America Inc.（アメリカ）、Nintendo of Europe GmbH（ドイツ）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,944名	443名増

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 131,669,000株(自己株式 12,544,264株を含む。)

(注) 会社法第178条の規定に基づき、2019年3月29日付で自己株式10,000,000株を消却いたしました。これにより、発行済株式の総数は、前期末(2018年3月31日)より10,000,000株減少しております。

(3) 株主数 62,244名

(4) 大株主

株主名	持株数(百株)	持株比率(%)
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	127,911	10.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	59,387	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	55,420	4.65
株式会社京都銀行	48,802	4.10
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱UFJ銀行口)	42,109	3.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	24,169	2.03
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	20,049	1.68
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	19,829	1.66
株式会社ディー・エヌ・エー	17,594	1.48
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234	17,437	1.46

(注) 1. 当社の自己株式は、上表から除外しております。

2. 持株比率は当社の自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	古川 俊太郎		
代表取締役	宮本 茂	フェロー	
取締役 専務執行役員	高橋 伸也	企画制作本部長 ビジネス開発本部・ 開発総務本部管掌	
取締役 上席執行役員	塩田 興	技術開発本部長	
取締役 上席執行役員	柴田 聡	営業本部長、業務本部長 企画部・グローバル マーケティング室担当	
取締役 (常勤監査等委員)	野口 直樹		
取締役 (監査等委員)	水谷 直樹		水谷法律特許事務所 所長
取締役 (監査等委員)	梅山 克啓		梅山公認会計士事務所 所長 梅山税理士法人 代表社員 株式会社クラウディアホールディングス 社外取締役(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	山崎 正雄		山崎正雄税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員)水谷直樹氏、梅山克啓氏および山崎正雄氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 取締役(監査等委員)梅山克啓氏は、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)山崎正雄氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)水谷直樹氏、梅山克啓氏および山崎正雄氏が兼職している上記の法人等と当社との間には特別の関係はありません。
5. 取締役、執行役員および使用人等からの情報収集および内部監査室との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査・監督機能の強化を図るため、野口直樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 2018年6月28日開催の第78期定時株主総会において、新たに柴田聡氏が取締役に選任され、就任いたしました。また、同氏は、同日付で上席執行役員に就任いたしました。
7. 2018年6月28日開催の第78期定時株主総会において、新たに山崎正雄氏が取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。
8. 2018年6月28日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって、君島達己氏は取締役に任期満了により退任いたしました。
9. 2018年6月28日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって、三田村善生氏は取締役に任期満了により退任いたしました。

10. 2018年6月28日付で、以下のとおり地位および担当を変更いたしました。

氏名	地位および担当	
	変更前	変更後
古川 俊太郎	取締役 常務執行役員 経営企画室長 経営統括本部管掌 グローバルマーケティング室担当	代表取締役社長
高橋 伸也	取締役 常務執行役員 企画制作本部長 ビジネス開発本部・開発総務本部管掌	取締役 専務執行役員 企画制作本部長 ビジネス開発本部・開発総務本部管掌

11. 取締役 柴田聡氏の担当につきましては、2019年4月16日付で「営業本部長、業務本部長、企画部担当」に変更となっております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 水谷直樹氏、梅山克啓氏および山崎正雄氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

① 報酬等の額の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）の報酬については、株主総会の決議により、取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）ごとの報酬限度額を決定しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績向上に対するインセンティブを高めることを目的とした業績連動型の変動報酬によって構成しております。固定報酬は各取締役の役職・役割に応じて取締役会が決定し、変動報酬は連結営業利益を指標とし、各取締役の役職に応じたポイントをもとに取締役会が定めた算式により算出しております。

取締役（監査等委員）の報酬は、業務執行を行う取締役から独立した立場にあることを考慮し、固定報酬のみで構成しております。

② 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	6名	610百万円
取締役（監査等委員）	5名	61百万円
（上記のうち社外取締役）	4名	28百万円

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第76期定時株主総会において、年額500百万円以内の固定報酬枠と当該事業年度の連結営業利益の0.2%以内の業績連動型の変動報酬枠に区分して決議いただいております。なお、当該事業年度に係る業績連動給与は424百万円で、上記取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額に含まれております。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）は含まれておりません。

3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第76期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	水谷直樹	当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士・弁理士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	梅山克啓	当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山寄正雄	2018年6月28日就任後に開催された取締役会10回すべてに、また、監査等委員会10回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額

PwC京都監査法人 83百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

PwC京都監査法人 126百万円

(注)当社の主な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から必要な資料の提出や報告を受けた上で、監査計画の内容および報酬見積額の算定根拠、従前の監査内容および監査報酬額との比較等について確認し、検討した結果、会計監査人の当期の報酬等について適切であると判断し、同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、当社普通株式の売出しに係るコンフォートレターの作成業務を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社においては、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っています。また、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス・プログラム(法務リスク管理方針)を定め、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、コンプライアンス委員会を設置して「コンプライアンス・マニュアル」の策定その他コンプライアンスの推進施策を実施しています。このほか、不正行為の早期の発見および是正を図るため、内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を設置しています。

また、監査等委員会による定期的な監査のほか、社長直轄の内部監査室が内部監査を通じて、各部門の内部統制の運営および財務報告プロセスが適切かつ有効であるかを定期的に評価するとともに、改善等の施策を提案・助言しています。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で臨むこととし、社内に対応統括部署を設け、会社全体として対応する体制としています。また、有事に備えて、平時より、警察や弁護士等の外部専門機関との連携体制を構築しています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会、経営会議その他重要な会議に関する議事録および稟議書等の文書(電磁的記録を含む。)として記録し、社内規程に基づきそれぞれ適切な年限を定めて保存および管理する体制としています。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、各部門がそれぞれ所管する業務に付随するリスクを管理することを基本としています。また、内部監査室が各部門のリスク管理体制をモニタリングし、改善等の施策の提案・助言を行う体制としています。さらに、コンプライアンス委員会のもと、各部門におけるコンプライアンスの徹底を推進する体制としています。このほか、製品安全委員会等を設け、製品の安全性を保証し、製品事故発生の防止と、万一、発生した時には速やかな対応を図ることとしています。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、原則として毎月1回開催の取締役会のほか、取締役(監査等委員である取締役を除く。)で構成される経営会議を原則として毎月2回開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としています。

また、経営の意思決定および監督機能と業務執行

機能を分離させるとともに業務執行権限の委譲を推進し、業務執行における責任の所在を明確にするために執行役員制度を導入しています。業務執行については、社内規程において職務分掌および責任権限を定めることで、業務の組織的かつ効率的な運営を図っています。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

各子会社における業務の適正を確保することにより、当社グループ全体での業務の適正の確保を推進する体制としています。

子会社におけるリスクの管理と業務の効率的な遂行等を図るため、当社においては、子会社を適用対象とした社内規程を制定しています。当該規程に基づき、当社主管部門が、それぞれ担当する各子会社から必要に応じて情報等の提供を受けて経営状況等の把握・管理を行うとともに、各子会社における重要な事項については当社の事前承認を要することとしています。

また、子会社に対しては、当社の会計監査人による監査のほか、当社の監査等委員会による監査も必要に応じて行っています。当社の内部監査室も適宜子会社について内部監査を行い、内部統制に関する指導または協力を行っています。主要な子会社には内部監査部門を設置し、当社関係部門の協力のもと、各社の規模や各地域の法制等の実情に従った内部統制システムの構築を推進しています。

当社グループ全体のコンプライアンスの強化・推進を図るため、当社は、各子会社に対して必要に応じてコンプライアンスに関する指導または協力を

行うほか、主要な子会社には、当社に直接通報を行うことのできる内部通報制度を設置しています。また、当社と主要な海外子会社のトップマネジメント等により構成するグローバル・コンプライアンス・コンファレンスのもと、各社のコンプライアンス責任者による定期的な会議を行っています。

⑥当社の監査等委員会の職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社においては、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会室を設置し、同室には専属の使用人を配置しています。当該使用人は監査等委員会の指示に基づき、監査等委員会の職務の補助に係る業務を行います。

当該使用人の独立性と、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命と異動は監査等委員会の同意に基づき行います。

・当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社の社長は、当社の監査等委員と定期的な会議を行うほか、適時に法定事項を報告するようにしています。また、当社の内部監査室は、内部監査の結果を当社の監査等委員会に適時に報告し、さらに当社の取締役等は、子会社の取締役等から報告を受けた事項、その他当社および子会社に係る業務執行に関する事項を必要に応じて当社の監査等委員会に報告しています。

また、当社の監査等委員会への報告者に対して、不利益な取扱いを行うことはありません。

- ・その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、取締役会に出席するほか、必要と判断する重要な委員会や会議に参加することを通じて監査が実効的に行われることを確保するとともに、監査等委員がその職務の執行に関して費用の請求をした場合は、法令に則り、社内規程に基づき処理しています。

⑦財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備・運用を適切に実施しています。また、継続的に運用評価・有効性の確認を行い、必要な改善策を実施しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびに当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役および各本部長を主たる構成員とするコンプライアンス委員会が策定したコンプライアンスに関する活動計画に基づき、社内研修の実施や各部門に設置されたコンプライアンス担当責任者による担当部門のモニタリング等により、法令等の遵守を確保しています。

損失の危険(リスク)の管理については、内部監査室が各部門で実施しているリスクの管理状況を

モニタリングするとともに、残存するリスクを可能な限り定量化することで、各部門におけるリスク管理体制の改善等を図るための施策の提案や助言を行っています。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、ならびに当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会および経営会議における決議および報告事項の取扱いの基準を定めた「取締役会規則」や「経営会議規則」に基づき、取締役会および経営会議を運営するほか、取締役会付議事項を事前に経営会議において審議することで、効率的かつ適正な取締役の職務執行を行っています。また、当社では経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離させ、業務執行権限の委譲を促進することで、業務執行における責任の所在を明確にするとともに、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するために執行役員制度を導入しています。業務執行を担当する各取締役および執行役員については委嘱範囲や担当部門を指定し、その役割と責任を明確にしています。

取締役会議事録や稟議書等の取締役の職務執行に関する情報は、関係法令および「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切な保存および管理を行っています。

③企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に対しては、「関係会社管理規程」に基づ

き、当社の主管部門が経営状況等の把握および管理を行うほか、当社の事前承認を要する事項については、定められた決裁基準により決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しています。

また、子会社に対しては、当社の会計監査人および監査等委員が往査を含む監査を実施するほか、内部監査室が適宜内部監査を実施し、必要に応じて、内部統制やリスク管理について指導および助言を行っています。

当社のコンプライアンス担当部門は、主要な海外子会社のコンプライアンス責任者と定期的に会議を開催し、コンプライアンスに関する各子会社の取り組み状況の確認と各地の法規制や今後の課題等についての意見交換を行っています。

④当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会に出席するとともに、コンプライアンス委員会等の重要会議にも適宜出席することで、取締役および使用人から必要な報告を受けています。また、社外取締役を含めた監査等委員と社長との間で四半期毎に会議を開催し情報交換を行うほか、内部監査室と連携し、同室が実施する内部監査等に関する報告を聴取しています。

(3)株式会社の支配に関する基本方針

当社の取締役会は、当社が公開会社としてその株式の自由な売買が認められている以上、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われた場合にそれに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付けや買収提案の中には、その目的等から見て対象企業の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのあるものの存在も否定できないところであり、そのような買付けや買収提案は不適切なものであると考えております。

現在のところ、当社においては、株式の買付けや買収提案が行われた場合の具体的な取り組みはあらかじめ決めてはおりませんが、このような場合に備えた体制については既に整備しております。また、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、慎重に当社の企業価値・株主共同の利益への影響を判断し、適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価および買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、具体的な対抗措置の要否および内容を決定し、実行する体制を整えます。

なお、いわゆる「買収防衛策」の導入につきましては、買収行為に係る法制度や判例、関係当局の見解等を踏まえ、今後も検討を継続してまいります。

本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,344,972
現金及び預金	844,550
受取手形及び売掛金	78,169
有価証券	238,410
たな卸資産	135,470
その他	48,453
貸倒引当金	△82
固定資産	345,331
有形固定資産	81,550
建物及び構築物	37,592
機械装置及び運搬具	1,575
工具、器具及び備品	4,015
土地	38,223
建設仮勘定	143
無形固定資産	14,090
ソフトウェア	11,962
その他	2,128
投資その他の資産	249,690
投資有価証券	167,134
繰延税金資産	57,992
退職給付に係る資産	7,056
その他	17,536
貸倒引当金	△29
資産合計	1,690,304

科目	金額
負債の部	
流動負債	245,009
支払手形及び買掛金	59,689
未払法人税等	62,646
賞与引当金	3,891
その他	118,781
固定負債	30,496
退職給付に係る負債	15,068
その他	15,427
負債合計	275,505
純資産の部	
株主資本	1,422,260
資本金	10,065
資本剰余金	12,069
利益剰余金	1,556,881
自己株式	△156,755
その他の包括利益累計額	△12,548
その他有価証券評価差額金	17,665
為替換算調整勘定	△30,214
非支配株主持分	5,086
純資産合計	1,414,798
負債純資産合計	1,690,304

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,200,560
売上原価		699,370
売上総利益		501,189
販売費及び一般管理費		251,488
営業利益		249,701
営業外収益		
受取利息	13,131	
為替差益	5,426	
持分法による投資利益	6,949	
その他	2,807	28,315
営業外費用		
有価証券償還損	440	
その他	221	662
経常利益		277,355
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	0	1
特別損失		
減損損失	4,622	
固定資産処分損	278	
投資有価証券評価損	682	5,584
税金等調整前当期純利益		271,772
法人税、住民税及び事業税	88,137	
法人税等調整額	△10,932	77,204
当期純利益		194,568
非支配株主に帰属する当期純利益		558
親会社株主に帰属する当期純利益		194,009

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	945,964
現金及び預金	608,902
受取手形及び売掛金	73,646
有価証券	136,829
たな卸資産	36,403
その他	90,182
貸倒引当金	△1
固定資産	243,836
有形固定資産	58,387
建物	23,041
工具、器具及び備品	1,425
土地	32,727
その他	1,192
無形固定資産	6,291
ソフトウェア	4,163
その他	2,128
投資その他の資産	179,157
投資有価証券	74,947
関係会社株式	31,397
関係会社出資金	10,419
繰延税金資産	52,478
その他	9,914
貸倒引当金	△0
資産合計	1,189,800

科目	金額
負債の部	
流動負債	227,124
支払手形及び買掛金	55,698
未払金	17,758
未払法人税等	58,807
前受金	19,747
賞与引当金	3,572
その他	71,540
固定負債	7,037
退職給付引当金	6,107
その他	930
負債合計	234,162
純資産の部	
株主資本	938,042
資本金	10,065
資本剰余金	11,584
資本準備金	11,584
利益剰余金	1,073,147
利益準備金	2,516
その他利益剰余金	1,070,631
固定資産圧縮積立金	30
別途積立金	860,000
繰越利益剰余金	210,601
自己株式	△156,755
評価・換算差額等	17,596
その他有価証券評価差額金	17,596
純資産合計	955,638
負債純資産合計	1,189,800

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,002,508
売上原価		647,866
売上総利益		354,641
販売費及び一般管理費		132,387
営業利益		222,253
営業外収益		
受取利息	7,539	
有価証券利息	957	
受取配当金	1,300	
為替差益	4,937	
その他	933	15,668
営業外費用		
支払利息	855	
有価証券償還損	440	
その他	115	1,412
経常利益		236,510
特別利益		
関係会社清算益	57	
投資有価証券売却益	0	58
特別損失		
減損損失	4,622	
固定資産処分損	191	
投資有価証券評価損	682	5,497
税引前当期純利益		231,071
法人税、住民税及び事業税	75,842	
法人税等調整額	△8,390	67,451
当期純利益		163,619

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

任天堂株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 永 幸 廣 (印)

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鍵 圭 一 郎 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、任天堂株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、任天堂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

任天堂株式会社
取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 松 永 幸 廣 (印)

指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭 一 郎 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、任天堂株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針等については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

任天堂株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 野口 直樹 ㊟

監査等委員 水谷 直樹 ㊟

監査等委員 梅山 克啓 ㊟

監査等委員 山崎 正雄 ㊟

(注) 監査等委員 水谷直樹、梅山克啓及び山崎正雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権の行使につきましては、当社指定の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使期限

2019年6月26日(水曜日)
午後5時まで



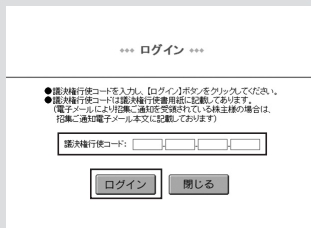
議決権行使サイト <https://www.web54.net>

アクセス手順 以下はパソコンの画面を表示しております。



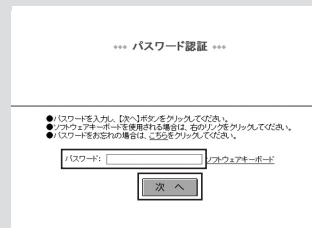
議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすむ」をクリック



ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください

議決権行使のお取り扱いについて

- 1 | インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」が必要となります。
- 2 | 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。
- 3 | インターネットにより複数回にわたって議決権の行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- 4 | 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

フリーダイヤル
0120(652)031

受付時間 午前9時～午後9時

【機関投資家の皆様へ】

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

株主総会会場ご案内図

任天堂本社開発棟 7階会議室

〒601-8502 京都市南区東九条南松田町2番地1

■受付は午前9時より開始いたします。

開催場所は任天堂株式会社「本社開発棟」です
ので、お間違いのないようご注意ください。



交通のご案内

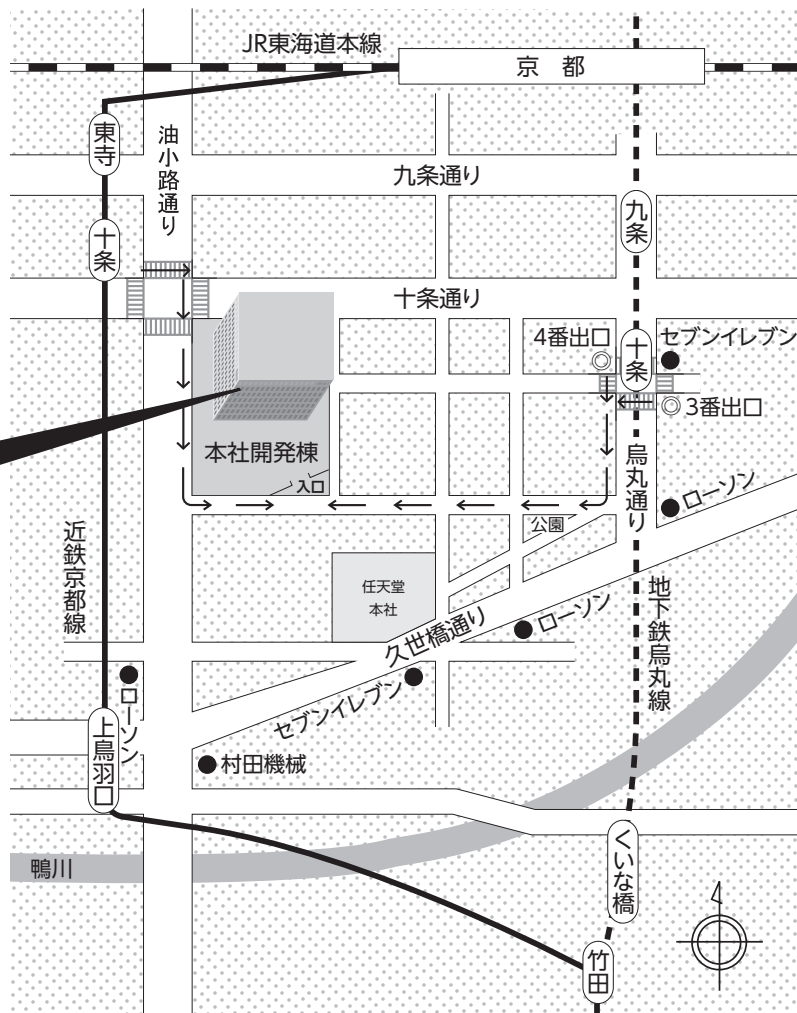
■京都市営地下鉄烏丸線

「十条駅」出口3・4番より徒歩約8分

■近鉄京都線

「十条駅」出口より徒歩約8分

※駐車スペースに限りがございますので、
お車でのご来場はご遠慮ください。



任天堂株式会社

<https://www.nintendo.co.jp/>

